

## 特集

# 人権とは誰もが幸せに生きる権利 菊川市人権擁護委員に聞きました

市民と議会をつなぐ特集ページです。  
今回は、菊川市人権擁護委員のみなさんから、活動内容や活動を通して感じたことを聞きました。

## 「小さな活動でも粘りづよく啓発していきたい。」

人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて法務大臣が委嘱した民間の方々の、任期3年、無報酬であり、全国で現在約1万4000人が活躍しています。主に人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。

〈市内では人権擁護に関する相談はどのくらいありますか？〉

・毎月げやきで1日と15日に、中央公民館で5日と20日に民生委員、行政相談員と一緒に心配ごと相談を行っています。平成30年度は菊川地区42件、小笠地区14件で合計56件ありました。

〈人権擁護委員になった経緯と在任期間は？〉

・現在8名の委員が活動されています。自治会長任期後や定年退職のタイミングに前会長、「ミユ協」などから推薦、その後正式に市から依頼され3～6年、地域に貢献する

という思いで活動されています。

〈日常のお仕事、活動はどのようなものでしょうか？〉

- ・心配ごと相談を月に4回行っています。
- ・人権教室で保育園・小中学校を巡回し、「命を大切に」「みんなと仲良く」を掲げて、劇や朗読などで伝えています。
- ・高齢者施設で、水戸黄門オリジナルの寸劇や方言で作った「いかいいかいか（大きなかぶ）」で人権を伝えました。
- ・小学校・アエル・松秀園で人権の花、ひまわりなどを育てています。
- ・人権啓発作品のポスター・作文・標語を小中学校に依頼。とても良い作品が多く、優秀をつけるのが難しいです。
- ・活動をパネルにして人権週間に市役所ロビーと10月に開催されるふれあい広場に展示しています。

・人権擁護委員の日（6月1日）、人権週間最終日（12月10日）に駅やスーパーなどで啓発活動をしています。

※今年の人権擁護委員の日の啓発活動は、6月3日に行います。

・SOSミニレターでは誰にも言えない子どもの悩み・家での心配ごとなどの手紙に、丁寧に返事を書いています。

〈活動をされてやりがいや良かったこと、また逆に大変だと感じることを教えてください〉

良かったこと  
・高齢者の方が寸劇など見て元気になることや、子ども達が思いやりの心を持つとしてくれる反応で、人権について考えてくれることがやりがい、励みになります。  
・個人ではできない研修や視察で学ぶことができたことです。